

## 一般競争入札に関する公示

(一社) 山陰インバウンド機構事務所内ネットワークシステム更新業務に係る一般競争入札を次のとおり執行する。

令和2年10月2日

一般社団法人 山陰インバウンド機構  
代表理事 福井善朗

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

(一社) 山陰インバウンド機構事務所内ネットワークシステム更新業務

#### (2) 入札案件の仕様等

仕様書による

#### (3) 賃貸借期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

#### (4) 納入期限

令和3年3月31日

#### (5) 納入場所

一般社団法人 山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町3-1-1 米子駅前ショッピングセンター4階

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について(平成24年鳥取県告示第606号)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。又は、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年鳥根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札資格参加者名簿の営業種目の大分類「14 借入品」、中分類「(2) 情報処理機器」に登録されている者であること。
- (4) 鳥取県又は鳥根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日にその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に準じて、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請

本件入札に参加を希望する者は、令和2年10月19日(月)午後3時までに入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び所定の提出資料を次により提出すること。

#### (1) 入札参加資格確認申請に必要な書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 機器構成

ウ 製品カタログ

エ システム構成図

オ 仕様内容回答書

カ プロジェクト体制

キ 保守体制

ク その他(一社)山陰インバウンド機構代表理事が必要と認める書類

※ イからキの書類は様式任意とするが、仕様書で求める内容が明確に確認できるものとする

#### (2) 提出先

〒683-0043 鳥取県米子市末広町3-1-1 米子駅前ショッピングセンター4階

一般社団法人 山陰インバウンド機構

#### (3) 提出方法等

ア 入札参加資格確認申請に係る提出書類は、簡易書留による郵送で提出しなければならない。

イ 提出書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出者は、提出書類に関して説明を求められた場合、これに応じなければならない。また、提出された申請書に不備があり補正することを求められた場合は、指定する日時までに遅滞なく申請書の補正を行わなければならない。

エ 入札参加資格の確認は申請書の提出をもって行い、その結果は別途通知する。

オ 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

カ 受付後の入札参加資格確認申請の撤回は認めない。

### 4 入札手続

#### (1) 入札執行の日時等

ア 日時

令和2年10月28日(水)午前11時

イ 場所

鳥取県西部総合事務所 新館2階 17会議室

〒683-0054 鳥取県米子市糞町1丁目160

(2) 入札書

入札参加者は、指定した入札書を持参し所定の入札箱に投入するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は委任状を提出すること。

(3) 入札金額

ア 借入に要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 鳥取県会計規則第128条、又は島根県会計規則第62条により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を、当該規則に準じて落札者とする。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。

(5) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。

イ 再度入札の通知は、開札場所において行う。

ウ 再度入札は、2回まで行う。

エ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に準じて最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

(6) 入札の無効

次の事項に該当する入札は、無効とする。

ア 本公示に示した入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 委任状を持参しない代理人が入札したとき。

ウ 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

エ 入札書が鉛筆やフリクションペン等の消去可能な筆記具により記載されているとき。

オ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

カ 入札に際して談合その他の不正の行為があったとき。

- キ 同一人が、同一事項について2以上の入札したとき。
- ク 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札したとき。
- ケ 入札に必要な記載事項を確認できないとき。
- コ 前各項に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札したとき。

(7) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(8) 入札の辞退

- ア 入札参加者は、入札の完了までいつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦辞退した場合は、それを撤回し、または当該入札に再度参加することはできない。
- イ 入札を辞退する場合、入札執行前にあつては入札辞退届を（一社）山陰インバウンド機構に提出し、入札執行中にあつては入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
- ウ 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

(9) その他

- ア 入札会場への入室は、原則として入札参加者1名のみとする。
- イ 入札参加者は、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮してマスク着用とし、会場に設置する消毒液で手指消毒のうえ入札に参加すること。

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

- ア 入札参加者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- イ 入札保証金の納付は、鳥取県会計規則第113条の1各号、又は鳥根県会計規則第61条第2項の規定に準じて、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。
- ウ 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は次のとおりとする。
  - (ア) 納付場所  
鳥取県米子市末広町3-1-1 米子駅前ショッピングセンター4階  
一般社団法人 山陰インバウンド機構
  - (イ) 納付時期  
令和2年10月28日（水）午前9時15分から午前10時まで
- エ 入札保証金は、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、ウ（ア）の場所において還付する。

オ 入札保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 4 項の規定に準じて、落札者が契約を締結しないときは、（一社）山陰インバウンド機構に帰属する。

カ 入札保証金は次のいずれかの方法で免除を受けることができる。

（ア）保険会社と入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出する。

（イ）過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したのについて、これらの案件に係る契約書の写しを提出する。

（ウ）入札保証金の免除に関する誓約書を提出する。

## （2）契約保証金

ア 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を落札の日から 7 日以内に納付すること。ただし、鳥取県会計規則第 112 条の 4 各号、又は鳥根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、同規則に準じて免除する。なお、免除にあたっては必要に応じて書類の提出を求めることがある。

イ 契約保証金の納付は、鳥取県会計規則第 113 条の 1 各号、又は鳥根県会計規則第 69 条の 2 各号の規定に準じて、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。

ウ 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

## 6 契 約

### （1）契約書作成の要否

要

### （2）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 7 質 疑

質疑事項がある場合は、入札質疑書により提出すること。

### （1）提出期限、提出先及び提出方法

#### ア 提出期限

令和 2 年 10 月 9 日（金）午後 3 時まで

#### イ 提出先

〒683-0043 鳥取県米子市末広町 3 1 1 米子駅前ショッピングセンター 4 階  
一般社団法人 山陰インバウンド機構

電話：0859-21-1502 FAX：0859-21-1524

#### ウ 提出方法

郵送又はファックスによって提出すること。（ただし、ファックスの場合は回線・

機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があるので、注意すること。)

(2) 提出のあった質疑については、別途書面により回答する。

## 8 添付資料

本件入札に参加を希望する者は、必要に応じて次の資料を（一社）山陰インバウンド機構ウェブサイトの当該入札情報ページよりダウンロードすること。

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 入札保証金の免除に関する誓約書
- (3) 入札質疑書
- (4) 仕様書
- (5) 仕様内容回答書（例）
- (6) 賃貸借契約書（案）
- (7) 入札書（様式）
- (8) 委任状（様式）

## 9 その他

### (1) 留意事項

入札参加者は、本公示書及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。

### (2) 問い合わせ先

〒683-0043 鳥取県米子市末広町3-1-1 米子駅前ショッピングセンター4階

一般社団法人 山陰インバウンド機構 担当：堀江、重栖

電話：0859-21-1502 FAX：0859-21-1524